



東京美術學校長正木直彦外二十二名外國
勲章記章受領並佩用、件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和四年四月二十三日

内閣總理大臣男爵田中義一



内

閣

昭和四年四月十日
賞勳局
外記
一五号

昭和四年四月十日

内閣總理大臣 五

賞勳局總裁



伊國 グラン・オフェシエ、サン、モリス、エラザル勲章 東京美術學校長 正木直彦

同國 モリス、エラザル勲章 陸軍騎兵大佐 笠井平十郎

同國 シメリエ、サン、モリス、エラザル勲章 大使館三等書記官 町田襄治

同國 グラン・オフェシエ、クロンヌ勲章 三井高修

同國 シメドル・グロヌ勲章 東京帝國大學助教授團 伊能

同 上 倉知誠夫

佛國 シメドル・グロヌ勲章 陸軍中將 本庄 繁

佛國 シメドル・グロヌ勲章 陸軍中將 松井石根

同 上 陸軍少將 建川美次

同國 オフェシエ、ド、ロドル、ナシヨナル、ド、ラ、レジオン、ド、ノール勲章 陸軍砲兵中佐 菰田康一

同 上 陸軍教授 丸山順太郎

同 上 式部官 大久保 純

同 上 陸軍砲兵少佐 酒井 康

佛國 シメドル・グロヌ勲章 大使館三等書記官 木内良胤

同 上 從六位 中條精一郎

同國 シメドル・グロヌ勲章 陸軍砲兵中佐 町尻量基

同國 シメドル・グロヌ勲章 陸軍砲兵大尉 清水盛明

白國 コンスタンティノール、レオポール、第二世勲章 陸軍砲兵佐橋本 群
 同國 レオポール勲章 大使館等書記官佐久間 信
 希臘國 オーストリア、エニックス勲章 公使館等書記官加藤 三郎
 支那國 五等嘉禾章 勲八等福井 十一郎
 佛國 オーストリア、ダカデミー記章 内務技師樫田 五郎
グキョウ 白獅子等記章 外務書記生鈴木 福治
 右東京美術學校校長正木直彦外 二十三名
 ヨリ頭書、外國勲章記章受領及佩用、
 儀列紙、通願出候條御允許相成可
 然哉此段允裁ヲ仰ク

内

閣

追々右、内筈井平十郎外四名ニ對テ分
 ハ勲記無之候得共外務大臣陸軍大臣
 或ハ關東長官、證明書相添、願出候
 條特ニ御允許相成候様致度此段副
 申ス

外國勳章受領及佩用願

直彦儀



今般伊太利國皇帝陛下ヨリ
1. サン・モリス・エ・ラザル
勳章贈與
相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度
別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也
昭和四年三月十八日

東京美術學校長從三位勳三等正木直彦

賞勳局總裁天岡直嘉殿

供閱物件目録

一 勲章

伊太利國、グラン・オフィシエー、
サン・モリス、エラザル勲章

壹箇

一 文書

右勲章贈與ニ付伊太利外務省ヨリ
受領セル通牒

壹通

一同 譯文

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十八日

東京美術學校校長從三位勲二等正木直彦

勲章贈與ニ付伊太利外務省ヨリ受領セル

通牒譯文

外務省

千九百三十九年十一月三十日

羅馬

貴下 小官ヲ推舉シヨリ皇帝陛下ハ貴下ヘサン、モ
リス、エ、ラザル、ノ、グラン、ハ、オ、フ、シ、エ、ル、勲章ヲ御
贈與下サレ、事ニ相成、右御通牒申上、茲ニ右勲章ヲ
添付致候、同章勲記ハ追テ送付可致候、御手数ナカ
ラ、同封別紙ニ御書込ニ署名、上御返送、程願上候
小官ハ貴下ノ叙勲ヲ祝シ、尚此機會ニ於テ貴下ニ對
シ敬意ヲ表シ候

大臣 代理 マネリ (署名)

東京美術學校長 正木直彦 殿

贈勲セラレタル理由

今回小官は伊太利國皇帝陛下ヨリサン、モリス
エ、ラザル、ノ、クラシ、オフヂエ、勲章ヲ贈與
セラレシ處右理由ハ小官が多年美術學校長トシテ常
ニ歐洲ノ繪畫彫刻等美術ヲ吾日本ノ美術界ニ勸
説推奨スルニ勉メ殊ニ伊太利國ノ美術ノ如キハ最モ
力ヲ盡シテ鼓吹シタル所ニ有之候伊太利國外務省
ハ恐ラク之ヲ以テ小官が同國ニ功勞アリタルモノト認
メラレ遂ニ同國皇帝陛下ニ奏上シテ叙勲ノ恩榮
ヲ下サレタルモノト思料致候

昭和四年三月十八日

東京美術學校長正木直彦

裏面白紙



外國勲章受領及佩用願

今般伊太利國皇帝陛下ヨリ
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月三十日

陸軍騎兵大佐

從五位勳三等功五級 笠井平十郎

賞勲局總裁 天岡直嘉 殿

供関物件目録

一 コンナドールドビルドルダサネモリス、エ、ラザル 勲章 壹 個

一 陸軍大臣受領証明書 壹 通

一 受勲理由書 壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月三十日

陸軍騎兵大佐

從五位勳三等功五級

笠井平十郎

裏面白紙

（附外第一〇陸一ニ）

證明書

陸軍騎兵大佐 笠井平十郎

今般 伊太利國 皇帝陛下ヨリ 左記勲章

贈與セラレタルコトヲ 證明ス

昭和四年三月廿九日

陸軍大臣 白川義則

左記



コマンドーレ、ロルト、デ、サン、モリス、エ、ラ、ヤル、勲章

陸軍

受勲理由書

伊國 コンマンドール、ド・ロルドル、デ、サン、モリスエ、ラザル勲章

陸軍騎兵大佐從五位勲三等功五級並井平十郎

左記理由ニ依リ敍勲セラレタリ

左記

昭和二年二月二十二日ヨリ昭和三年十月三十日ニ至ル間伊國在勤帝國大使館附武官トシテ勤務セシニ依ル



裏
面
白
紙

77

裏面白紙

外國勲章受領佩用願



178

伊國皇帝陛下ヨリシヅカキトロバチサンモリ工

勲章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和四年三月十五日

町田襄治



在東京大正
三井物産社長
賞勳局總裁 天田直喜 殿

供 関 物 件 目 録

一 伊太利國勅章

シエヴァリエド、ミドル、カサ、モリス、

ス、カザル、勅章、
右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

外務大臣 謹明書 在 國

明治 年 三月 五日

昭 聖

田中義一



證明第九號

證明書

大使館三等書記官從六位 町田 襄 治

右者伊國皇帝陛下ヨリ「シ ユ ヴ ア リ エー、ド、ロルドル、デ、サン、
モーリス、エ、ラザール」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和四年三月十八日

外務大臣男爵 田 中 義



外務省

敘勲理由

離任ニ際シ敘勲

裏面白紙



外國勲章受領及佩用願

三井 高修儀

今般伊國皇帝陛下ヨリ「グラン・オフキシエ・ド・ロルドル」
ド、ラ、クロンヌ、ディタリ」勲章贈與相成候ニ付受領
及佩用、儀御允許被成下度別紙供聞物件目錄
相添此段奉願候也

昭和四年四月一日

三井物産株式會社在取調役

三井

高修



賞勲局總裁天岡直嘉殿

供閱物件目録

一 勲章

グラン・オフィシエ、ド、ビルトル、ド、ラ、クロンヌ、ディタリ 壹個

一 外務大臣證明書

壹通

一 叙勲理由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年四月一日

三井 高修



證明第七號

證明書

三井高修

右者伊國皇帝陛下ヨリ「グラン、オフ^キシエー、ド、ロルドル、ド、
ラ、クーロンヌ、デ^イタリ」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和四年三月七日

外務大臣男爵 田中 義



外務省

叙勲理由書

嘗テ日伊間ノ經濟上並ニ藝術上ニ関スル援助ヲ
與ヘタル事アリ

昭和四年四月一日

三井高修



外國勲章受領及佩用願

伊能儀

今般伊國皇帝陛下ヨリコンマンドール・クロ
ニス勲章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ
儀御允許被成下度別紙供閱物件目
録相添此段奉願候也

昭和四年三月十六日

東京帝國大學助教授從五位團

伊能



賞勲局總裁天岡直嘉殿



供閱物件目錄

一勲章

壹個

一敍勲通知書

壹通

一敍勲通知書譯文

壹通

一受勲事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十六日

東京帝國大學助教從五位團 伊能



敘勲通知書譯文

外務省

一九二八年十一月二十日

ローマニテ

最モ高明ナル貴下

小官ハ小官ノ奏請ニ依リ

皇帝陛下カ貴下ニコンマンドール、クローンス勲章ノ

特勲ヲ思召サレタル事ヲ御通謀スルヲ喜ブモノニ

御座候同勲位ニ對スル勲章ヲコニ添附致シ候

尚コレニ關係スル勲記ハ追テ御送附致スヘク候

サテ別紙署名等御記入ヲ煩シ度候

此機ニ貴下ノ御受勲ヲ慶賀致シ且ツ深甚

ナル敬意ヲ表シ申候

受勲事由書

一伊太利美術ヲ我邦ニ紹介シタル
功績ニ依リ受勲セラレ候

東京帝國大學助教授
從五位團 伊能



めくれず

190



外國勲章受領佩用願

今般伊太利國皇帝陛下ヨリコンマンドール、
クロシ又勲章贈與相成候ニ付右受領及
佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件
目錄相添此段相願候也



昭和四年四月廿二日

株式会社三味取役

倉知誠夫

賞勲局總裁天岡直喜殿

叙勲通知書譯文

拜啓陳者我皇帝陛下ニハ予ノ奏請ニ基キ貴下ニ伊國
「クロンス」勲章ノ「コンマンドール」ヲ贈與被遊候旨ヲ茲
ニ御通報申上候ハ予ノ欣喜スル所ニ有之候
就テハ右勲章ヲ御送付申上候ヘ共其ノ勲記ハ何レ
後日御交付可致候間添付領收書ニ記入事項御記
入御署名ノ上御返送相煩度候
予ハ茲ニ貴下ニ祝意ヲ致シ併セテ此ノ機ニ際シ至高ノ
敬意ヲ表シ候

千九百二十八年十月二十日羅馬ニ於テ

外務大臣代

マメリ

倉知誠夫殿

受領理由



伊太利國美術品ヲ我國ニ紹介シ且ツ之レヲ販賣
スル為多大ノ盡力ヲ致セシ廉ヲ以テ贈與セララル

昭和四年三月廿二日

株式會社三越取締役

倉知誠夫

裏面白紙



194

外國勳章受領及佩用願

本庄 敏平儀

今般佛蘭西共和國政府より
コンマンデール・ド・ロンド
ニレジオンドノール勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十二日

陸軍中將 從四位勳二等功三級

本庄

敏平(本庄)

賞勳局總裁 天岡直嘉殿

裏面白紙

供閱物件目録

一、コシマンドール、ロルドルナシヨナルド、ラレジョン、ドノール、勲章壹個

一、勲記 壹通

一、勲記譯文 壹通

一、受勲理由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十二日

陸軍中將 從四位勳二等功三級

本庄

敏

勲記譯文

賞勲局總裁ハ千九百二十八年八月二十日附佛蘭
西共和國大統領ノ命令ニヨリ在支那日本公使
館附武官陸軍中將本庄 繁ニ「コンマンダール
ド、ロルドル、ナショナル、ドラ、レジオンドノール」勲章ヲ授與
ス
マスコトヲ証ス

一九二八年九月四日巴里ニ於テ勲記番號三八三六四ニ
登記捺印ス

第一課長、田中
總裁、田中

受勲理由書

明治四十二年九月以降約二年間支那在勤帝國公使館附武
官補佐官トシテ勤務中佛國公使館附武官ト特ニ
緊密ナル連繫ヲ保持セシ故ヲ以テ明治四十五年六月五日
佛國政府ヨリシユヴァアード・ロドル・ナショナル・ドラ・レヂオンド
ール勲章ヲ贈與セラレシカ自大正十四年五月一日至昭和三年二月二十九日二年十月間又支
那在勤帝國公使館附武官トシテ勤務中更ニ佛國
公使館附武官及北京駐在佛國隊長等ト緊密ニ
連絡シ兩國武官ノ親近ニ努ムルノ外公使館附武官
トシテ任務遂行上互ニ便宜ヲ與ヘタルニヨリ小官第十
師團長トシテ内地ヘ轉任ニ當リ特ニ今回ノ敘勲ヲ
詮議セラレタルモノナリト認ム

昭和四年三月十一日陸軍中將從優勲三等功三級本庄

繁
(印)

裏面白紙



外國勲章受領及佩用願

松井石根儀

今般佛蘭西共和國政府より
コマンダン・ド・レジオン・ド・フランス勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十八日

陸軍中將 從四位勳二等功四級

松井石根

賞勲局總裁 天岡直嘉殿

めくれず

裏面白紙

供閱物件目録

一 フォトリソグラフィ用フィルム 壹個

一 勲記

一 勲記譯文

一 受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十八日

陸軍中將 從四位勳二等功四級

松井石根



めくれず

裏面白紙

佛國賞勳局總裁文

一九二八年十月十八日附ノ勅令ヲ以テ佛蘭西共和國
大統領カ大日本参謀本部第三部長陸軍中將
松井石根氏ニレノフマンシトル
授ケタルコトヲ證ス
勳章ヲ

一九二八年十月二十三日ヤリニ於テ認ム
検印捺印記牒第三八四六五號

第一課長ノ署名
總裁ノ署名

受勳理由書
 陸軍中将從四位勳三等功最
 松井石根
 右ハ駐日佛國武官ノ業務遂行ニ便宜ヲ與ヘ
 且日佛親善ニ貢獻シタルノ理由ニヨリ今回
 敘勳セラレタルモノナリ

裏面白紙

裏面白紙



202

外國勲章受領及佩用願

建川美次儀

今般佛蘭西共和國政府ヨリコンマンドー・ロドル・ナショナル・ド・
マダガスカルニシテ勲章ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月二十五日

陸軍少將 正五位勳三等功四級

建川美次

賞勲局總裁 天岡直嘉殿

裏面白紙

供閱物件目録

一 コシマドリル、ドリトルナシヨナルドス、レジコン、ドノール、勲章、壹個

一 勲記

一 勲記譯文

一 受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月二十五日

陸軍少將 正五位勲三等功四級

建川美次

めくれず

裏面白紙

勲記譯文

佛國賞勲局總裁ハ

一九二八年十月十八日附ノ勅令ヲ以テ佛蘭西共和
國大統領カ大日本陸軍少將建川美次ニコレジ
ヨシドノール「コレマンドール」勲章ヲ授ケタルコトヲ證ス
一九二八年十月二十三日於巴里

第一課長 署名

總裁 署名

勲記番号第三八、四六三号登録

受勲理由書

参謀中印隊長トシテ服勞中在東京佛
公使館武官、勤勞服行、役宜ヲ興ツル
ニ由ルモノナラン

昭和四年三月二十日

陸軍少将正五位勲三等瑞建川美次

賞與勲章天國直嘉殿

裏面白紙



206

外國勲章受領及佩用願

今般佛蘭西共和國政府よりオフシエール・ド・ロンドナ・ナショナル・ド・
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十九日

陸軍砲兵中佐 正六位 勳四等

菰田康一

賞勲局總裁 天岡直嘉 殿

供閱物件目錄

一オフシエード、ワルド、ナシ、アルド、スレ、ジョシ、ドノール、軌音、一、壹

一勤記

一勤記譯文

一受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十九日

陸軍砲兵中佐 正六位 勳四等

菰田康



205

(勲記譯文)

レジヨン・ドノール

勲章勲記

賞勲局總裁ハ茲ニ佛蘭西共和國
大統領ノ勲令ニ依リ大日本陸軍大
學兵學教官陸軍砲兵少佐荒田
康一ニ對シレジヨン・ドノール勲
章ヲ授ケラル

千九百二十八年十月二十三日於巴里

賞勲局總裁署名
同第一課長署名

勲部番號第三八四六號ニ登錄ス

敘勲理由書

佛國ガフィニエー、ドワラレオンドナル、勲章

陸軍砲兵中佐 萩田、康一

左記ノ關係ニ依リ昭和三年歸佛セシ旧本邦駐在佛國大使館附武
官ル・インドウ、氏ノ申請セルモノトス

左記

小官、大正五年ヨリ同十四年ニ亘ル佛蘭西國駐在間日本殊ニ其武士道的
或國民性ニ對シ極端ニ憧憬者陸軍工兵大佐エー、フェー、氏(當時駐
ルサイ、之衛隊司令官)ト親交ヲ得之ヲ爲軍事調査資料ノ入キ及軍隊、學
校、諸倉庫、演習等ノ見學ニ関シ筆舌ニ盡シ難キ援助ヲ受ケ
駐在任務ノ達成上多大ノ裨益ヲ與ヘラレタルノミナラス其他ノ帝國
駐在武官ニ對シテ同様ノナラサル同情ヲ寄セアリシヲ以テ當時、在巴
里大使館附武官(故大平中將)ニ對シ勲章贈與ノ價值アルヲ報

告シ又佛蘭西中將一行歐米視察團ノ巡行其他各上官渡佛、際
詳細其援助好意ノ狀況ヲ報告スル毎ニ是非敘勲ノ必要アル
旨ノ意見ニ基キ正現ノ手續ヲ經テ之ヲ申請セリ
後小官ノ歸朝ニ臨ミ引續ク同大佐、好意ニ對シ其深甚
ナル感謝ノ意ヲ表シ何レ敘勲ノ御沙汰アルヤヲ知レサル旨ヲ漏
シタル所、余ハ日露戦争及歐洲大戰ニ於ケル日本軍、行
動ヲ研究シ真ニ日本軍、心酔者トナレリ故ニ若斯、如キ名
譽見テ受ケルヲ得ハ實ニ其光榮身ニ餘ル次第ナリ就テハ
武士道ノ體トシテ當方ヨリ之ニ報セサルヘカラス云々ト云ヒ
離別セシカ其實日本ニ對シ誠心的好意ハ有シ義ノ理
堅キ大佐トシテ其後亦次運動ヲ進メ遂ニ今日ニ至リシマ、
ナラント思惟セラル、ハ昨昭和三年歸佛セシ旧佛國大使館附武官
ル・インドウ、氏ノ出發ニ方リ小官ニ對シ間接ニ左ノ如キ傳言

アリシ旨ヲ本年二月下旬ニ於テ耳ニセシヲ以テナリ
曰クヨハ生歸佛後蘇田少佐ニ對シ勲章申請ノ組
リ若シ實現トハフエレ大佐ノ厚意ニ依ルモノ多
キヲ以テ同大佐ニ對シ一言禮狀ヲ差出サレ度ト

裏面白紙



外國勲章受領及佩用願

今般佛蘭西共和國政府よりオフキエトドコロにナシヨルドス
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供聞
物件目録相添此段奉願候也

丸山順太郎儀

昭和四年三月十八日

陸軍少佐 從五位 勳五等

丸山順太郎



賞勲局總裁 天岡直嘉 殿

裏面白紙

供閱物件目録

一 オフシエトドビルナシタンドラレジヨンドノル 壹个

一 動記

一 動記譯文

一 受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十八日

陸軍少佐

從五位

勳五等

丸山順太郎



めくれず

裏面白紙

213

佛國賞勳局總裁ハ

一九二八年十月十八日附ノ勅令ヲ以テ佛蘭西共和國

大統領カ大日本陸軍大少将授佛治科主任教授昇人

丸山悦太郎氏ニシテ勳章ヲ

授ケタルコトヲ證ス

一九二八年十月二十三日バリールニ於テ認ム

検印捺印記牒第三八四六五號

第一課長ノ署名

總裁ノ署名

受勳理由書

陸軍教授從五位勳五等丸山順太郎

右ハ陸軍大學校佛語科主任教授トシテ多
年佛語教育ニ從事シ且日佛親善ニ貢獻
シタルノ理由ニヨリ今回叙勳セラレタルモノナリ

裏面白紙

外國勲章受領佩用願



今般佛國政府ヨリ^{オランダ、ドイツ、ナチス、ソ連、}勲章贈與
相成候付右受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙
供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和四年三月二十三日

正六位勲六等、武部官大久保 純

賞勲局總裁天岡直嘉殿

供聞物件目録

一 勲章

壹個

一 勲記及譯文

各壹通

右佩用免許出願ニ付差出候也

昭和四年三月二十三日

佛國賞勲局總裁カ千九百二十八年十二月二日附大統領令ヲ以テ日本國民式部官大久保純モリタキヨシノブヲ勲章勲章贈與セラレタルコトヲ証ス
千九百二十八年十二月四日巴里ニ於テ
レジョンドヌール勲章局總裁（氏 名）

第三八六九四號ヲ以テ登録ス
第一課長 ジー、ルヌー

受領理由

量シヨフル元帥本邦來訪當時其、接待員トシテ
レシヨンドノ、勳章ノ、レエガリエヲ贈與セラレシ處
其後歴代ノ佛國大使ノ任務上ニ關シ式部官トシテ
常ニ盡カレ廉ヲ以テ令般陞叙セラレシモノナリ

昭和四年三月二十三日

式部官 大久保 純

賞勳局總裁 天岡直嘉殿

裏面白紙



外國勲章受領及佩用願

酒井康儀

今般佛蘭西共和國政府よりオフキセントドニドレナシヨナルド、
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十八日

陸軍砲兵少佐 從六位 勳六等

酒井康

賞勲局總裁 天岡直嘉 殿

供閱物件目録

一 オクシエトド、ロド、ルナシタルトスレシヨンドノール 勲章

壹 個

一 勲記

壹 通

一 勲記譯文

壹 通

一 受勲理由書

壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十八日

陸軍海兵少佐 從六位 勳六等

酒井康

めくれず

裏面白紙

勳記譯文

佛國賞勳局總裁ハ

一九二八年十月十八日附ノ勅令ヲ以テ佛蘭西共和國

大統領カ大日本考謀本部陸軍砲兵少佐

酒井康氏ニシテ勳章ヲ

授ケタルコトヲ證ス

一九二八年十月二十三日ハリ一ニ於テ認ム

檢印捺印記牒第三八四六五號

第一課長ノ署名

總裁ノ署名

叙勲セラルタルモノナリ
 且日佛親善ニ貢獻シタルノ理由ニヨリ今回
 右ハ駐日佛國武官ノ業務遂行ニ便宜ヲ與ヘ
 陸軍砲兵少佐從六位勲六等
 受勲理由書
 酒井康

裏面白紙

AMBASSADE DU JAPON
ROME

外國勲章佩用願

客年十月中佛蘭西國大統領ヨリ
シヅメ、ド兄
ド、ナレ、ド、エ、レ、シ、ス、ド、兄
勲章ヲ贈與セラル、ハ
右佩用方許可相成度、茲ニ右勲章ニ対
スル勲記相添及方願候也

昭和四年二月一日

在伊大使館ニ等書記官從六位

木内良胤 ㊟

賞勲局總裁天岡直喜殿

めくれず

裏面白紙



めくれず

裏面白紙

供閱物件目録

一勲記
一勲記文

上立通
下立通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年二月一日

在伊
大使館三等書記官從六位 木内良胤

めくれず

裏面白紙

佛國實勳局總裁ハ千九百二十八年十一月二十五日ノ
勅令ニ依リ佛國大統領ヨリ在佛國日本大使館
三等書記官木内良胤氏ニ「レ」エヴァリエール、兄
ドル、ナショナルドゥレシンドル勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ
茲ニ証明ス

千九百二十八年十一月ニナハル於巴里

此証ヲ勳章シ第ニハ四九一號ヲ以テ勳章簿冊ニ
記入シ前王ヲ鈴ス

佛國實勳局總裁

署名

同

第一課長

署名



226

裏
面
白
紙

敘勲理由

離任之際、勲章ノ贈與セラル

裏面白紙

外國勲章受領及佩用願

中條精一郎儀

今般佛朗西共和國大統領ヨリ西曆一九百

三十五年五月九日附リテ「シヨキ、ド、ロトル、ナショナル、

ド、ラ、レシヨシ、ドノール」贈英相成候付受領及

佩用ノ儀御允許被成下度別紙供聞物件

相添付段奉願儀也

昭和四年四月十三日

東京市本郷区馬込三丁目廿二番
從六位 中條精一郎

賞勲局總裁天田直嘉殿



供閱物件目録

一 勲章

シロエ、ド、ロルド、ナシヨナル、ドラ、
レジシ、ドノール

売個

一 勲記

売通

一 勲記譯文

売通

右受領及御用元許相願假三片養生候也

昭和四年四月十一日

従六位中條精一郎

めくられず

勲記翻譯

レジョン・ドノール賞勲局總裁ハ茲ニ佛蘭西
共和國大統領ヨリ一九二八年五月五日ノ大
統領令ヲ以テ日本ノ国民美術協會會
頭日本臣民中條精一郎ニシテアリエドノ
レジョン・ドノール勲章ヲ贈與シタル事ヲ
證明ス

一九二八年五月九日

巴里ニ於テ作製
登録番号三七九四号

第一課長、署名
總裁、署名

佛心親章、授けられたる理由

右の教團との佛心親章の紹介を

社団法人國民新聞社にて行はし

昨年 佛心親章は久通交際と

名義隠蔽と記載し、可成り必勝

的及び廣くおとす力がある

ナラシトカヨ保方

カ
カ保方

裏面白紙



外國勲章受領及佩用願

今般佛蘭西共和國政府ヨリ

町尻量基儀

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十八日

陸軍砲兵中佐

正五位

勳四等

町尻量基

賞勲局總裁 天岡直嘉 殿

供閱物件目録

一 マンドールドラゴンドランサン勲章

一 勲記

一 勲記譯文

一 受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十八日

陸軍砲兵中佐

正五位

勳四等

町尻量基

壹 壹 壹 壹
通 通 通 個

勳記譯文

コンマンドール・ド・フランス

大南龍星三等勳章証

大南國皇帝ハ砲兵少佐町尻量基カ安南國駐
皇帝ニ盡シタル功績ヲ認メ龍星三等勳章ヲ
授與表彰ス

於大南國都城順化

保大元年參月貳拾四日 機密院登第六六六号

一九二六年五月十日 順化佛國理事廳登錄

第一九六九号

叙勲理由書

先年大命より公爵山縣伊三郎答禮使として
佛領印度支那地方へ派遣セラレタル際屬員とし
て隨行シタル外交儀禮上ノ贈進ト信ス

裏面白紙

めくれず

裏面白紙



236

外國勲章受領及佩用願

清水盛明儀

今般佛蘭西共和國政府よりシガリエ、エトアルノアル勲章ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十八日

陸軍大臣大附 正 七

位 清水盛明



賞勲局總裁 天岡直嘉殿

めくれず

裏面白紙

供聞物件目録

一 シェヴァリエ・エトアルノール 勲章

一 勲記

一 勲記譯文

一 受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年三月十八日

陸軍砲兵大尉 正

七

位

清水盛明

壹 壹 壹 壹
通 通 通 個

めくれず

裏面白紙

勳記譯文

佛國賞勳局總裁ハ
一九二八年九月十二日ノ勅令ヲ以テ佛蘭西共和國
大統領カ大日本陸軍砲兵參謀大尉清水盛明氏
ニ「エトア」ノカ「レ」ニ「エ」ニ勳章ヲ授ケ
タルコトヲ證ス

一九二八年九月二十二日パリニ於テ
檢印捺印記牒第五〇八五
第一課長署名
總裁署名

右ハ駐日佛國武官ノ業務遂行ニ便宜ヲ與ヘ
 且日佛親善ニ貢獻シタルノ理由ニヨリ今回
 殺勲セラルタルモノナリ
 受勲理由書
 陸軍砲兵大尉長清水盛明

裏面白紙

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領及佩用願

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様宜敷御執奏被成下度候仍テ供
物件目錄相添此段奉願候也

昭和四年三月十八日

陸軍砲兵中佐

正六位

勳五等

橋本群



賞勲局總裁天岡直嘉殿



めくれず

裏面白紙

供閱物件目録

一 コシマシドール・シオボル第三世勲章

一 勲記

一 勲記譯文

一 受勲理由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

壹 壹 壹 壹
通 通 通 個

昭和四年三月十八日

陸軍砲兵中佐

正六位

勳五等

橋本

群



めくれず

裏面白紙

242

勲記譯文

白國王アルベルトハ我外務大臣ノ申請ニ依リ
日本軍砲兵中佐橋本群氏ニ我親愛
ノ特殊表徴ヲ附與スヘク一九二九年二月一日
アリユセルニ於テ右ノ件ヲ裁可ス
第一砲兵中佐橋本群氏ハレオポール第三
世勲章ノ第三等ニ叙セラル
第二勲章ヨリ其ノ禮遇ヲ受クヘシ
第三我外務大臣ハ賞勲事務ヲ於テ本裁可
ノ實施ニ任セラル

アルベルト 親署

奉命 外務大臣 署名

此譯本ノ正確ナルヲ證ス
外務次官 手署

叙勲理由書

康
御大禮、際白可義國武官接伴員
タリシ

陸
軍

裏
面
白
紙

裏面白紙



CH

244

外國勲章佩用願

大使館一等書記官從五位勲五等佐久間信

右者左記外國勲章一ヲ受領シ之ヲ佩用致度候間御允
許相成度別紙勲記相添此段奉願條也

一、白耳義國皇帝陛下ヨリ 贈與セラレタル「オーストリア・ロル

ブル・ド・レオポール」勲章ナリ

昭和四年一月十五日

右佐久間

信



賞勳局總裁 天岡直嘉殿

裏面白紙

供閱物件目錄

一、勲記
一、勲記譯文

壹通
壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和四年一月十五日

大使館一等書記官從五位勲五等佐久間 信

朕白耳義國皇帝アルベール此書ヲ見ル有衆ニ
 宣示ス朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳
 義國日本國大使館一等書記官佐久間信氏
 朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定ス
 第一條 佐久間 信ニ「オフィシエ」ト兄ドルド
 レオポール勲章ヲ贈與ス
 第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
 第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タル
 ヲ以テ本令執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百二十八年十二月八日

「ブラッセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベール 親 署

奉命 外務大臣 イーモンズ 署名

此謄本ノ正確ナルヲ証ス

外務次官

手 署

殿勲理由
離任
際
勲章
贈典
セラル

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願



希臘國大統領 ヨリオタシキト兄弟ルキエニサス勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和三年十一月一日

公使館二等書記官正六位 加藤三郎



賞勳局總裁 天岡直 嘉殿

めくれず

裏面白紙

供閱物件目録

一、勲

主章

主章個

一、外務大臣ノ證明書

主章通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和三年十一月一日

公使館二等書記官正六位 加藤三郎

裏面白紙

證明第一二二號

證明書

公使館二等書記官正六位 加藤三郎

右者希臘國大統領ヨリ「オフ キ シエー、ド、ロルドル、ヂュ、フエ
ニックス」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和三年十月二十六日

外務大臣男爵 田中義一



外務省

(赤紙)ト

250

敘勲理由

一、離任ニ際シ敘勲

裏面白紙

外國勲章受領及佩用願

福井十一儀



今般支那國大元帥ヨリ五等嘉禾勲章贈與相成候。伏受領及佩用儀御允許被成下度別紙供聞物件目錄相添此致奉願候也

昭和四年三月九日

原籍山口縣美禰郡東厚保村本山中一六三番地
現在所屬東州普蘭香満鉄社電

勲八等福井十一



賞勲局總裁
天岡直嘉殿

供閱物件目錄

一勲章 丑等嘉禾章

南個

一關東長官ノ證明書

南通

一慶勲事由書

南通

右受領及佩用允許相願候 付

差出候也

昭和四年三月九日

勲八等福井十一



裏面白紙

官秘乙第二七〇號ノ二

證明書

五等嘉禾章

勲八等 井 十一

龍書ノ通支那國ヨリ勳章贈與相成タルコトヲ茲ニ證明候也

昭和三年十二月十一日

關東長官 木 下 謙 次 郎



關東廳

受勲事由書

私儀

昭和貳年四月七日以降普蘭杏駝長上勤
務中關東州内ヨリ州外ニ輸送禁止セラル居ル製
塩、原塩類ヲ隱匿或ハ品名詐稱其他方
法ニテ密輸送シ企テ者ヲ小職並ニ部下社員
於テ發見或ハ發見ヲ幫助セル廉ニ依リ贈典
セラルタル也

昭和四年三月九日

勲八等 福井十一



外記系受領及佩用



今般佛也政府ヨリオフ年シエー、カカデニ一記系
贈与候付受領及佩用儀由允許被成下
度別、残借肉物件目録表添付段奉取候也

昭和四年三月十二日

内務技師正六位 榎田五郎

賞勲局總裁天國直嘉殿

借出物件目録

- 一、記帳
- 一、章記
- 一、章記譯文
- 一、受領事由書

各通
各通
各通
各通

右受領及佩用允許相願候付差出候也

昭和四年三月十日

内務技師六位 榎田五郎



章記譯文

佛蘭西共和

文部及美術省

文部及美術省、一八八二年三月十七日布告中ニテ、一八四四年
十月、一八四五年九月、一八四六年十月、王令、一八五〇年
十月、一八六〇年十月、同年四月、一八六五年十月
ニ付、一八七二年三月、一八七三年十月、一八七四年九月
ニ付、布告ニ依リ、日本東京醫科大學、フランクフルト醫學博士
櫻田五郎君ヲオクシ、シカデミー、推挙セシメトラ
記録ス

一九二七年十月一日巴里ニ於テ作製ス

文部及美術大臣エヴァル、エリオ

騰本、為シ、文部及美術省官房長エル、ロ

受領事由書

一九二三年五月佛や巴里に開催せられたる社会主義者
会議及びその誕生百年祭に、帝や代表となり
由務村河村國太郎が参加し、セリ事由、(一)
一九二五年秋邦に於て国際聯盟主催の下に
各國代表が技術交換會議に開催せり、當會
に於て、終始幹事として盡瘁し、殊に佛蘭西
議員に係長と爲り、在任中書要として事由、(三)

裏面白紙

外國記章受領佩用願



260

在スロヴァキア國大統領ヨリ白獅子一等記章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和四年三月十二日

在スロヴァキア國帝國公使館

外務書記生勲七等鈴木福海

賞勳局總裁天岡直嘉殿

供閱物件目録

一章記
二章記
三章記

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正
四年
三月
十二日

外務書記生勲七等 鈴木福治

章記詠文

チッコロガア共和国大統領ハ、一九二六年九月二十四日
附決定ニ依リ在アラハ日本公使館書記生鈴木
福治氏、チッコロガア共和国ニ対ス功勞ニ対シ同氏ニ白
獅子一等記章ヲ贈与ス

一九二六年十月十五日

於アラハ

大統領官房府長官及書記官

花押

叙勲理由書

大正十年十一月ヨリ大正十四年六月迄 プラハ在勤上
賜暇ヲ得テ帰朝シ大正十五年八月再度在勤
シ 國在勤ヲ命セラル九月ヨリプラハ在勤

裏面白紙